

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
52	<p>第6節 避難体制整備計画</p> <p>第4 避難所の確保等</p> <p>2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。</p> <p>(1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p>(3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第6節 避難体制整備計画</p> <p>第4 避難所の確保等</p> <p>2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。</p> <p>(1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p>(3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p><u>(4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。</u></p>	道計画に整合
54	<p>第6 防災上重要な施設の管理等</p> <p>1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知・徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法</p>	<p>第6 防災上重要な施設の管理等</p> <p>1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知・徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) <u>冷</u>暖房及び発電機の燃料確保の方法</p>	道計画に整合
55	<p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>第2 町の安全対策</p> <p>町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成並びに定期的な更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する<u>等</u>、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>1 全体計画の策定・見直し</u> <u>避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については本計画に定めるとともに、本計画の下位計画として細目的な部分も含めた「礼文町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）（以下「全体計画」という。）」を策定し、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p><u>2 要配慮者の実態把握</u> (略)</p> <p><u>3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有</u> (略)</p> <p><u>4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</u> (略)</p>	<p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>第2 町の安全対策</p> <p>町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成並びに定期的な更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する<u>ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等</u>、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>1 要配慮者の実態把握</u> (略)</p> <p><u>2 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有</u> (略)</p> <p><u>3 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供</u> (略)</p>	道計画に整合

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
	<p><u>5</u> 個別避難計画の<u>作成</u> 庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。</p> <p><u>6</u> 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供 避難支援等関係者が避難行動支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとの個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p><u>7</u> 個別避難計画が作成されていない避難行動支援者への対応 （略）</p> <p><u>8</u> 個人情報の漏えいを防止するための措置 （略）</p> <p><u>9</u> 円滑な避難のための通知又は警告の配慮 （略）</p> <p><u>10</u> 避難行動支援に係る地域防災力の向上 （略）</p> <p><u>11</u> 福祉避難所の指定 （略）</p>	<p><u>4</u> 個別避難計画の<u>策定</u> 庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u> <u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理を図る。</u></p> <p><u>5</u> 避難支援者等関係者への事前の個別避難計画の提供 避難支援等関係者が避難行動支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとの個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。 <u>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>6</u> 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応 （略）</p> <p><u>7</u> 個人情報の漏えいを防止するための措置 （略）</p> <p><u>8</u> 円滑な避難のための通知又は警告の配慮 （略）</p> <p><u>9</u> 避難行動支援に係る地域防災力の向上 （略）</p> <p><u>10</u> 福祉避難所の指定 （略）</p>	

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由								
79	第13節 雪害予防計画 第1節 基本計画 （略） <u>（新設）</u>	第13節 雪害予防計画 第1節 基本方針 （略） 第2 現況 1 町における、雪崩危険箇所は、次のとおり。 <div style="text-align: right;">【R6.4.1 現在】</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">雪崩危険箇所</td> <td style="text-align: center;">66</td> </tr> </tbody> </table> ※位置情報については、以下のホームページから確認できます。 <u>（北海道雪崩危険箇所マップ）</u> https://www.njwa.jp 2 町における、山地災害（民有林）雪崩危険箇所は、次のとおり。 <div style="text-align: right;">【R6.4.1 現在】</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">雪崩危険箇所</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </tbody> </table> ※位置情報については、以下のホームページから確認することができる。 <u>（北海道（民有林）の山地災害危険地区）</u> https://hkd=kikenchiku.jp/ 第3 予防対策 （略） 第4 雪害対策体制の整備 （略）	区 分	箇所数	雪崩危険箇所	66	種 別	箇所数	雪崩危険箇所	36	現況の追加
区 分	箇所数										
雪崩危険箇所	66										
種 別	箇所数										
雪崩危険箇所	36										
81	第14節 融雪災害予防計画 第1 基本計画 （略） <u>（新設）</u>	第14節 融雪災害予防計画 第1 基本方針 （略） 第2 現況 1 町における、雪崩危険箇所は、次のとおり。 <div style="text-align: right;">【R6.4.1 現在】</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">雪崩危険箇所</td> <td style="text-align: center;">66</td> </tr> </tbody> </table> ※位置情報については、以下のホームページから確認できます。 <u>（北海道雪崩危険箇所マップ）</u> https://www.njwa.jp 2 町における、山地災害（民有林）雪崩危険箇所は、次のとおり。 <div style="text-align: right;">【R6.4.1 現在】</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">雪崩危険箇所</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </tbody> </table> ※位置情報については、以下のホームページから確認することができる。 <u>（北海道（民有林）の山地災害危険地区）</u> https://hkd=kikenchiku.jp/	区 分	箇所数	雪崩危険箇所	66	種 別	箇所数	雪崩危険箇所	36	現況の追加
区 分	箇所数										
雪崩危険箇所	66										
種 別	箇所数										
雪崩危険箇所	36										

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																									
	<p>第2 予防計画 （略）</p> <p>第3 融雪災害対策体制の整備 （略）</p>	<p>第3 予防対策 （略）</p> <p>第4 融雪災害対策体制の整備 （略）</p>																										
84	<p>第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 基本計画 （略）</p> <p>第2 現 況</p> <p>1 町における、土砂災害警戒箇所並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。「土砂災害防止法」）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R6.4.1 現在】</p> <table border="1" data-bbox="1495 1215 2599 1480"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象の種類</th> <th colspan="2">土砂災害警戒区域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td style="text-align: right;">188</td> <td style="text-align: right;">179</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td style="text-align: right;">44</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td style="text-align: right;">11</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数</td> <td style="text-align: right;">240</td> <td style="text-align: right;">209</td> </tr> </tbody> </table> <p>※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができます、 （北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況） https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/（HP版） https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/（スマートフォン版）</p> <p>2 町における、山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R6.4.1 現在】</p> <table border="1" data-bbox="1495 1772 2252 1955"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象の種類	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	188	179	土石流	44	30	土石流	11	0	指定箇所数	240	209	種 別	箇所数	山腹崩壊危険地区	31	地すべり危険地区	6	崩壊土砂流出危険地区	15	<p>現況の追加 現状による修正 道計画に整合</p>
自然現象の種類	土砂災害警戒区域																											
		土砂災害特別警戒区域																										
急傾斜地の崩壊	188	179																										
土石流	44	30																										
土石流	11	0																										
指定箇所数	240	209																										
種 別	箇所数																											
山腹崩壊危険地区	31																											
地すべり危険地区	6																											
崩壊土砂流出危険地区	15																											

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
	<p>第2 予防対策</p> <p><u>土地の高度利用と開発に伴って</u>、土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、防災関係機関と連携の下、次のとおり予防対策を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 かけ崩れ防止対策 (略)</p> <p>2 土石流予防対策 (略)</p> <p>3 土砂災害危険箇所等の警戒巡視 (略)</p> <p>第3 土砂災害警戒避難体制の指定等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>町は、道が策定した「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。</p> <p>避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害（特別）警戒区域を避難指示等の発令単位として事前に設定する。</p> <p>また、避難指示等は、<u>土砂災害（特別）警戒区域と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令する。</u></p> <p>なお、警戒区域ごとの情報伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、「資料5－4 土砂災害警戒区域における警戒避難体制」で示すとおりである。</p>	<p><u>※位置情報については、以下のホームページから確認することができる。</u></p> <p><u>(北海道（民有林）の山地災害危険地区)</u></p> <p><u>https://hkd=kikenchiku/</u></p> <p><u>(北海道（国有林）の山地災害危険地区)</u></p> <p><u>https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html</u></p> <p>第3 予防対策</p> <p><u>宅地として使用できる場所は沿岸部の限定された非常に少ない場所であり、そのほとんどの住宅の後背地は急傾斜となっている。また、地球温暖化による異常気象により、土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、防災関係機関と連携の下、次のとおり予防対策を実施する。</u></p> <p>1 <u>地すべり等予防計画</u></p> <p><u>住民に対し、土砂災害警戒区域及、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に努め、危険地区の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を推進する。</u></p> <p>2 かけ崩れ防止対策 (略)</p> <p>3 土石流予防対策 (略)</p> <p>4 土砂災害危険箇所等の警戒巡視 (略)</p> <p>第4 土砂災害警戒避難体制の整備</p> <p>1から3 略</p> <p>4 避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>町は、道が策定した「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。</p> <p>避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害（特別）警戒区域を避難指示等の発令単位として事前に設定する。</p> <p>また、避難指示等は、<u>土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。</u></p> <p>なお、警戒区域ごとの情報伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、「資料5－4 土砂災害警戒区域における警戒避難体制」で示すとおりである。</p>	

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																						
94	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 海上予報区</p> <p style="text-align: center;">海上予報区の細分区域</p> <table border="1" data-bbox="231 394 1359 579"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当気象官署</td> <td>札幌管区気象台</td> </tr> <tr> <td>海上予報海域名</td> <td>日本海北部及びオホーツク海南部</td> </tr> <tr> <td>細分海域*</td> <td>宗谷海峡</td> </tr> </tbody> </table> <p>※《細分海域：宗谷海峡》</p> <p>枝幸郡枝幸町と紋別郡雄武町との境界線から360度に北緯46度まで引いた線、北緯46度の線、東経141度の線及び天塩郡豊富町と同郡幌延町との境界線から270度に東経141度まで引いた線によって限られた海域</p>	区 分	概 要	担当気象官署	札幌管区気象台	海上予報海域名	日本海北部及びオホーツク海南部	細分海域*	宗谷海峡	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 海上予報区</p> <p style="text-align: center;">海上予報区の細分区域</p> <table border="1" data-bbox="1472 394 2599 579"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当気象官署</td> <td>札幌管区気象台</td> </tr> <tr> <td>地方海上予報海域名</td> <td>日本海北部及びオホーツク海南部</td> </tr> <tr> <td>海域*</td> <td>宗谷海峡 <u>（※1）</u> 及び北海道西方海上 <u>（※2）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1《細分海域：宗谷海峡》</p> <p>枝幸郡枝幸町と紋別郡雄武町との境界線から360度に北緯46度まで引いた線、北緯46度の線、東経141度の線及び天塩郡豊富町と同郡幌延町との境界線から270度に東経141度まで引いた線によって限られた海域</p> <p>※2《細分海域：北海道西方海上》</p> <p><u>日本海北部及びオホーツク海南部のうち、東経141度の線及び天塩郡豊富町と同郡幌延町との境界線から270度に東経141度まで引いた線、その線の西端以北の東経141度の線及び北緯46度の線によって限られた北海道西方の海域</u></p>	区 分	概 要	担当気象官署	札幌管区気象台	地方海上予報海域名	日本海北部及びオホーツク海南部	海域*	宗谷海峡 <u>（※1）</u> 及び北海道西方海上 <u>（※2）</u>	<p>礼文町が含まれる海上予報区を追加</p>						
区 分	概 要																								
担当気象官署	札幌管区気象台																								
海上予報海域名	日本海北部及びオホーツク海南部																								
細分海域*	宗谷海峡																								
区 分	概 要																								
担当気象官署	札幌管区気象台																								
地方海上予報海域名	日本海北部及びオホーツク海南部																								
海域*	宗谷海峡 <u>（※1）</u> 及び北海道西方海上 <u>（※2）</u>																								
95	<p>第3 気象等に関する情報の提供</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び情報</p> <p>(1) 種類等</p> <p>ア 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="270 1087 1397 1654"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td><u>霧</u>注意報</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>地面現象</u>注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、<u>地面現象</u>警報はその警報事項を気象警報に、<u>地面現象</u>特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。</p> <p><u>地面現象</u>特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p> <p>なお、気象等に関する特別警報の発表は、市町村単位で発表される。</p>	特別警報・警報・注意報の種類		概 要	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	注意報	<u>霧</u> 注意報	（略）	<p>第3 気象等に関する情報の提供</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び情報</p> <p>(1) 種類等</p> <p>ア 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1507 1087 2635 1654"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td><u>霜</u>注意報</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>土砂崩れ</u>の注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、<u>土砂崩れ</u>の警報はその警報事項を気象警報に、<u>土砂崩れ</u>特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。</p> <p><u>土砂崩れ</u>特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p> <p>なお、気象等に関する特別警報の発表は、市町村単位で発表される。</p>	特別警報・警報・注意報の種類		概 要	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	注意報	<u>霜</u> 注意報	（略）	<p>道計画に整合</p> <p>文言の修正</p>
特別警報・警報・注意報の種類		概 要																							
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。																							
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。																							
注意報	<u>霧</u> 注意報	（略）																							
特別警報・警報・注意報の種類		概 要																							
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。																							
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。																							
注意報	<u>霜</u> 注意報	（略）																							

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
100	<p>(3) 伝達系統</p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図</p> <p style="font-size: small;">(注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先 (注) (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達 (注) (点線) は放送・無線</p> <p>(備考) 町は、道から気象等に関する特別警報を受けた場合、気象業務法第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置（広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達、IP告知放送等）を講じなければならない（法定義務）。</p>	<p>(3) 伝達系統</p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図</p> <p style="font-size: small;">(注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先 (注) (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達 (注) (点線) は放送・無線</p> <p style="color: red;">(※1) 北海道開発局（稚内開発建設部）、陸上自衛隊（第3即応機動連隊）、北海道警察（稚内警察署）、北海道運輸局（旭川運輸局）、北海道電力ネットワーク（稚内ネットワークセンター）等 (※2) NTT東日本・西日本には、特別警報及び警報のみ伝達</p> <p>(備考) 町は、道から気象等に関する特別警報を受けた場合、気象業務法第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置（広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達、IP告知放送等）を講じなければならない（法定義務）。</p>	<p>道計画に整合</p>

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
102	<p>3 水防活動用気象等警報・注意報</p> <p>(1) 種類等</p> <p>稚内地方気象台は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告するため、水防活動の利用に適合する警報・注意報を公表する。水防活動の利用に適合する警報・注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報・警報により代行される。</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>水防活動の利用に適合する警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">水防活動用気象等警報・注意報の伝達系統図</p>	<p>3 水防活動用気象等警報・注意報</p> <p>(1) 種類等</p> <p>稚内地方気象台は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告するため、水防活動の利用に適合する注意報及び警報を公表する。水防活動の利用に適合する注意報・警報及び特別警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報・警報により代行される。</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>水防活動の利用に適合する警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">水防活動用気象等警報・注意報の伝達系統図</p>	<p style="color: red;">道計画に整合</p>

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
103	<p>4 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害情報の伝達系統図</p> <p>--▶(注) (点線)は放送・無線</p>	<p>4 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害情報の伝達系統図</p> <p>--▶(注) (点線)は放送・無線</p>	道計画に整合
104	<p>5 火災気象通報</p> <p>(1) 通報基準</p> <p>※ 宗谷岬（アメダス）の観測値は15m/s、声間（アメダス）の観測地は東及び南西の風においては15m/s、本泊（アメダス）の観測地は東北東～東及び南南西～南西の風においては15m/sを目安とする。（略）</p>	<p>5 火災気象通報</p> <p>(1) 通報基準</p> <p>※ 宗谷岬（アメダス）の観測値は15m/s、声間（アメダス）の観測値は東及び南西の風においては15m/s、本泊（アメダス）の観測値は東北東～東及び南南西～南西の風においては15m/sを目安とする。（略）</p>	文言の修正
105	<p>6 気象情報等</p> <p>(1) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>（略）</p> <p><u>当日から翌日にかけて</u>時間帯を区切って、定時の天気予報の発表（毎日05時、11時、17時）に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位（一次細分区域ごと：宗谷地方）で、<u>2日先から5日先にかけて</u>日単位で、週間天気予報の発表時（毎日11時、17時）に合わせて、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（府県予報区ごと：宗谷地方）で発表される。</p> <p>大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	<p>6 気象情報等</p> <p>(1) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>（略）</p> <p><u>翌日までの「早期注意情報（警報級の可能性）」は、</u>時間帯を区切って、定時の天気予報の発表（毎日05時、11時、17時）に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位（一次細分区域ごと：宗谷地方）で、<u>また、2日先から5日先までの「早期注意情報（警報級の可能性）」は、</u>日単位で週間天気予報の発表時（毎日11時、17時）に合わせて、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（府県予報区ごと：宗谷地方）で発表される。</p> <p>大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	文言の修正 道計画に整合

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
127	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第10 指定避難所の運営管理等</p> <p>1 指定避難所の運営管理</p> <p>指定避難所の運営は、関係機関の協力の下、町が適切に行うものとし、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、地域住民、自主防災組織（自治会）及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。</p> <p>また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被災者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。このため、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努める。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 被災者の生活環境の整備</p> <p>町は、次の事項に留意の上、各指定避難所の生活環境の向上に努める。</p> <p>(1) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。</p> <p>その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>道や医療保健関係者と連携して、段ボールベットの導入や衛生面に優れたトイレの配備等の支援を行うなど、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。</p> <p>(2)～(12) 略</p>	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第10 指定避難所の運営管理等</p> <p>1 指定避難所の運営管理</p> <p>指定避難所の運営は、関係機関の協力の下、町が適切に行うものとし、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、地域住民、自主防災組織（自治会）及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。</p> <p>また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避難者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。このため、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難を支えることができるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>また、</u>住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努める。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 被災者の生活環境の整備</p> <p>町は、次の事項に留意の上、各指定避難所の生活環境の向上に努める。</p> <p>(1) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。</p> <p>その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>道や医療保健関係者と連携して、段ボールベットの導入や衛生面に優れたトイレの配備等の支援を行うなど、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。</p> <p>(2)～(12) 略</p>	道計画に整合
143	<p>第10節 救助救出計画</p> <p>第2 実施責任</p> <p>3 第一管区海上保安部</p> <p>海上における海難者の救助救出を実施する。</p>	<p>第10節 救助救出計画</p> <p>第2 実施責任</p> <p>3 第一管区海上保安本部</p> <p>海上における遭難者の救助救出を実施する。</p> <p><u>また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救出活動等について支援する。</u></p>	道計画に整合
145	<p>第11 医療救護計画</p> <p>第2 実施責任</p> <p>2 北海道</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう努める。</p>	<p>第11節 医療救護計画</p> <p>第2 実施責任</p> <p>2 北海道</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師、日本看護協会、民間医療機関等</u>からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地にお</p>	道計画に整合

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
	(6)～(7) 略	る診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう努める。 (6)～(7) 略	
154	第14節 交通応急対策計画 第2 実施責任 <u>(新規)</u>	第14節 交通応急対策計画 第2 実施責任 <u>発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。</u> <u>道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。</u> 1～7 略	道計画に整合
156	第4 海上交通安全の確保 1～3 略 <u>(新設)</u> <u>4</u> 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。 <u>5</u> 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。	第4 海上交通安全の確保 1～3 略 <u>4</u> <u>船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</u> <u>5</u> 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。 <u>6</u> 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める	道計画に整合
158	第5 緊急通行車両等の確認申請 1 緊急通行車両の確認手続き (1)～(3) 略 (4) <u>事前届出制度</u> の普及等 町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、 <u>緊急通行車両確認証明書及び標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする</u> など、その普及を図る。	第5 緊急通行車両等の確認申請 1 緊急通行車両の確認手続き (1)～(3) 略 (4) <u>発災前確認手続</u> の普及等 町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、 <u>緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨の周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行う</u> など、その普及を図る。	道計画に整合
160	第15節 輸送計画 第4 災害時輸送の実施 1 輸送方法 (1)～(2) 略 (3) 空中輸送 <u>陸上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、</u> 又は孤立した集落などで緊急輸送の必要がある場合は「本章 第7節 自衛隊派遣要請計画」及び「本章 第9節 ヘリコプター等活用計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を要請し、輸送力の確保を図る。	第15節 輸送計画 第4 災害時輸送の実施 1 輸送方法 (1)～(2) 略 (3) 空中輸送 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合、</u> 又は孤立した集落などで緊急輸送の必要がある場合は「本章 第7節 自衛隊派遣要請計画」及び「本章 第9節 ヘリコプター等活用計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を要請し、輸送力の確保を図る。	道計画に整合
163	第16節 食料供給計画 第3 食料の供給 1 供給対象者 食料の供給対象者は、次のとおりとする。 (1) 避難指示等に基づき避難施設に避難している者 (2)～(5) 略	第16節 食料供給計画 第3 食料の供給 1 供給対象者 食料の供給対象者は、次のとおりとする。 (1) 避難指示等に基づき避難施設 <u>等</u> に避難している者 (2)～(5) 略	文言の修正

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																													
195	<p>第31節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>第4 ボランティア活動の環境整備</p> <p><u>町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。</u></p> <p><u>町及び社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。</u></p> <p><u>町は、災害時において、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、礼文町社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。</u></p>	<p>第31節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>第4 ボランティア活動の環境整備</p> <p><u>(1) 町は、平常時から礼文町社会福祉協議会と連携し、ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。</u></p> <p><u>(2) 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</u></p> <p><u>(3) 町は、礼文町社会福祉協議会等との間で、被災家具からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連携体制の構築に努める。</u></p> <p><u>(4) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者を礼文町社会福祉協議会とし、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議し、特に災害ボランティアセンターの予定設置場所や災害ボランティアの運営に係る費用負担については、協定の締結により明確にする。</u></p>	道計画に整合																																													
199	<p>第33節 災害救助法の適用と実施</p> <p>第4 救助の実施</p> <p>2 救助の種類等</p> <p>本文（略）</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第33節 災害救助法の適用と実施</p> <p>第4 救助の実施</p> <p>2 救助の種類等</p> <p>本文（略）</p> <table border="1" data-bbox="1457 974 2605 1950"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>主な対象者</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置（供与）</td> <td>・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</td> <td>・町 ・町、日赤支部</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> <td>対象者、対象箇所を選定～町設置～道（但し、委任したときは町）</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>災害のために現に飲料水を得ることができない者</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>災害により医療の途を失った者</td> <td>救護班～道・日赤道支部（但し、委任したときは町）</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>災害発生の日以前他は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者</td> <td>救護班～道・日赤道支部（但し、委任したときは町）</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>災害のため住宅が全壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>災害のため住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>遺体の捜索</td> <td>災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> <td>災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする</td> <td>町、日赤道支部</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	主な対象者	実施者区分	避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	・町 ・町、日赤支部	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所を選定～町設置～道（但し、委任したときは町）	炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町	飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町	医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部（但し、委任したときは町）	助産	災害発生の日以前他は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤道支部（但し、委任したときは町）	被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町	被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が全壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	町	学用品の給与	災害のため住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	町	埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町	遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	町	遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	町、日赤道支部	障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	町	道計画及び災害救助法に整合
救助の種類	主な対象者	実施者区分																																														
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	・町 ・町、日赤支部																																														
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所を選定～町設置～道（但し、委任したときは町）																																														
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町																																														
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町																																														
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町																																														
医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部（但し、委任したときは町）																																														
助産	災害発生の日以前他は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤道支部（但し、委任したときは町）																																														
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町																																														
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が全壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	町																																														
学用品の給与	災害のため住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	町																																														
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町																																														
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	町																																														
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	町、日赤道支部																																														
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	町																																														

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																														
	<p><u>(新規)</u></p> <p>3 実施状況の記録</p> <p>4 救助に必要とする措置</p>	<p>3 救助の程度、方法及び期間</p> <p><u>災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行規則第12条によるものとする。</u></p> <p><u>なお、災害救助法施行規則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</u></p> <p>4 実施状況の記録</p> <p>5 救助に必要とする措置</p>																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="184 537 344 611">救助の種類</th> <th data-bbox="344 537 590 611">対 象 実施者区分</th> <th data-bbox="590 537 914 611">費用の限度額</th> <th data-bbox="914 537 1062 611">期 間</th> <th data-bbox="1062 537 1400 611">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="184 611 344 1188">避難所の設置 (法第4条第1項)</td> <td data-bbox="344 611 590 1188">災害により現に被害を受け、又はおそれのある者 町、日赤道支部</td> <td data-bbox="590 611 914 1188">(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>330</u>円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td> <td data-bbox="914 611 1062 1188">災害発生の日から7日以内</td> <td data-bbox="1062 611 1400 1188">1.費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2.避難に当たっての輸送費は別途計上 3.避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="184 1188 344 1940">避難所の設置 (法第4条第2項)</td> <td data-bbox="344 1188 590 1940">災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 町、日赤道支部</td> <td data-bbox="590 1188 914 1940">(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>330</u>円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td> <td data-bbox="914 1188 1062 1940">法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)</td> <td data-bbox="1062 1188 1400 1940">1.費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむ得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2.避難に当たって輸送費は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対 象 実施者区分	費用の限度額	期 間	備 考	避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又はおそれのある者 町、日赤道支部	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>330</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1.費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2.避難に当たっての輸送費は別途計上 3.避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)	避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 町、日赤道支部	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>330</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1.費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむ得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2.避難に当たって輸送費は別途計上	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1424 537 1584 611">救助の種類</th> <th data-bbox="1584 537 1831 611">対 象 実施者区分</th> <th data-bbox="1831 537 2154 611">費用の限度額</th> <th data-bbox="2154 537 2303 611">期 間</th> <th data-bbox="2303 537 2641 611">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1424 611 1584 1188">避難所の設置 (法第4条第1項)</td> <td data-bbox="1584 611 1831 1188">災害により現に被害を受け、又はおそれのある者 町、日赤道支部</td> <td data-bbox="1831 611 2154 1188">(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>340</u>円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td> <td data-bbox="2154 611 2303 1188">災害発生の日から7日以内</td> <td data-bbox="2303 611 2641 1188">1.費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2.避難に当たっての輸送費は別途計上 3.避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1424 1188 1584 1940">避難所の設置 (法第4条第2項)</td> <td data-bbox="1584 1188 1831 1940">災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 町、日赤道支部</td> <td data-bbox="1831 1188 2154 1940">(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>340</u>円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td> <td data-bbox="2154 1188 2303 1940">法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)</td> <td data-bbox="2303 1188 2641 1940">1.費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむ得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2.避難に当たって輸送費は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対 象 実施者区分	費用の限度額	期 間	備 考	避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又はおそれのある者 町、日赤道支部	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>340</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1.費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2.避難に当たっての輸送費は別途計上 3.避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)	避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 町、日赤道支部	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>340</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1.費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむ得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2.避難に当たって輸送費は別途計上	
救助の種類	対 象 実施者区分	費用の限度額	期 間	備 考																													
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又はおそれのある者 町、日赤道支部	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>330</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1.費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2.避難に当たっての輸送費は別途計上 3.避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)																													
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 町、日赤道支部	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>330</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1.費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむ得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2.避難に当たって輸送費は別途計上																													
救助の種類	対 象 実施者区分	費用の限度額	期 間	備 考																													
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又はおそれのある者 町、日赤道支部	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>340</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1.費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2.避難に当たっての輸送費は別途計上 3.避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)																													
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 町、日赤道支部	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき <u>340</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1.費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむ得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2.避難に当たって輸送費は別途計上																													

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）								修 正（令和6年4月）								修正理由
	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1.規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2.基本額 1戸当たり <u>6,285,000</u> 円内 3.建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1.費用は設置にかかる原材料、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 <u>6,285,000</u> 円以内であればよい。 2.同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満でも小規模な施設を設置できる。） 3.高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4.供与期間は2年以内	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1.規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2.基本額 1戸当たり <u>6,775,000</u> 円以内 3.建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1.費用は設置にかかる原材料、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 <u>6,775,000</u> 円以内であればよい。 2.同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満でも小規模な施設を設置できる。） 3.高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4.供与期間は2年以内							
		対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）	○ 賃貸型応急住宅 1.規模 建設型仮設住宅に準ずる 2.基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1.費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 2.供与期間は、建設型仮設住宅と同様		対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）	○ 賃貸型応急住宅 1.規模 建設型仮設住宅に準ずる 2.基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1.費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 2.供与期間は、建設型仮設住宅と同様							
	炊き出しその他による食品の給与	1.避難所に収容された者 2.住家の被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,180</u> 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）	炊き出しその他による食品の給与	1.避難所に収容された者 2.住家の被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,230</u> 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）							
		町					町										
	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
		町					町										
	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1.夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2.下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1.備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2.現物給付に限る	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1.夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2.下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1.備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2.現物給付に限る							
	町	全壊	夏	<u>18,700</u>	<u>24,000</u>	<u>35,600</u>	<u>42,500</u>	<u>53,900</u>	<u>7,800</u>								
		全流	冬	<u>31,000</u>	<u>40,100</u>	<u>55,800</u>	<u>65,300</u>	<u>82,200</u>	<u>11,300</u>								
		半壊	夏	<u>6,100</u>	<u>8,200</u>	<u>12,300</u>	<u>15,000</u>	<u>18,900</u>	<u>2,600</u>								
		床上浸水	冬	<u>9,900</u>	<u>12,900</u>	<u>18,300</u>	<u>21,800</u>	<u>27,400</u>	<u>3,600</u>								

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）					修 正（令和6年4月）					修正理由
	医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1.救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2.病院又は診療所…国民保険診療報酬の額以内 3.施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上	医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1.救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2.病院又は診療所…国民保険診療報酬の額以内 3.施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上	
		医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)					医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)				
	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1.救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2.助産師が助産を実施した場合は、慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1.救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2.助産師が助産を実施した場合は、慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	
		医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)					医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)				
	被災者の救出	1.現に生命、身体が危険な状態にある者 2.生死不明な状態にあり捜索又は救出を要する者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1.期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2.輸送費、人件費は別途計上	被災者の救出	1.現に生命、身体が危険な状態にある者 2.生死不明な状態にあり捜索又は救出を要する者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1.期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2.輸送費、人件費は別途計上	
		町					町				
	(新規)					住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 5,000円以内	災害発生の日から10日以内		
						町					
	被災した住宅の応急修理	1.住家が半壊(焼)、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2.大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 576,000円以内 ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)		日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1.住家が半壊(焼)、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2.大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 706,000円以内 ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)		
		町					町				

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）				修 正（令和6年4月）				修正理由		
	学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により就学できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒 町	1.教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2.文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1.備蓄物資は評価額 2.入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により就学できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒 町	1.教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2.文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1.備蓄物資は評価額 2.入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 町	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 町	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者 町	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1.輸送費、人件費は別途計上 2.災害発生3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者 町	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	輸送費、人件費は別途計上	
	死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。 町・日赤道支部	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一次保存： ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,400円以内	災害発生の日から 10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は別途計上 3.死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。 町・日赤道支部	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一次保存： ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は別途計上 3.死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	
	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 町	町内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内		障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 町	町内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内		
	輸送及び賃金職員等の雇上げ費（法第4条第1条）	1.被災者の避難に係る支援 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の搜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分 町	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		輸送及び賃金職員等の雇上げ費（法第4条第1条）	1.被災者の避難に係る支援 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の搜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分 町	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		
	輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする・避難所へ輸送するためのバス借	輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする・避難所へ輸送するためのバス借	

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）					修 正（令和6年4月）					修正理由
		町			上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費		町			上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費	
	(新規)					実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額	
	救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5. 使用料及び貸借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担を行う年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する期間以内	災害救助法の精算事務を行うのに要した経費も含む。	救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5. 使用料及び貸借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担を行う年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する期間以内	災害救助法の精算事務を行うのに要した経費も含む。	
	206	第3章 災害復旧・被災者援護計画 第1節 災害復旧計画 第1 基本方針 (略) また、 <u>被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる</u> ものとする。 (略)	イ 3千万以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万を超え6千万以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額について100分の6 ヘ 3億円を超えて5億円以下の部分の金額について100分の5			第3章 災害復旧・被災者援護計画 第1節 災害復旧計画 第1 基本方針 (略) また、 <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める</u> ものとする。 (略)		イ 3千万以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万を超え6千万以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額について100分の6 ヘ 3億円を超えて5億円以下の部分の金額について100分の5			道計画に整合

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
208	<p>第2節 被災者援護計画</p> <p>第3 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p>1 被災者台帳の作成</p> <p>(1) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>(2)～(3) 略第2節</p>	<p>第2節 被災者援護計画</p> <p>第3 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p>1 被災者台帳の作成</p> <p>(1) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>道計画に整合</p>

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
215	<p>第3編 地震・津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 住民の心構え</p> <p>第1 基本方針</p> <p>住民は、北海道地方で過去に発生した地震・津波災害や、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>（略）</p>	<p>第3編 地震・津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 住民の心構え</p> <p>第1 基本方針</p> <p>住民は、北海道地方で過去に発生した地震・津波災害や、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災、<u>令和6年1月の能登半島地震</u>の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>（略）</p>	災害名の追加
217	<p>第7 津波に対する心得</p> <p>1 一般住民</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>(5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生可能性がある。</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>2 船舶関係者</p> <p>（略）</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第7 津波に対する心得</p> <p>1 一般住民</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>(5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる<u>津波</u>（いわゆる津波地震や遠地津波、<u>火山噴火等によって引き起こされるもの</u>）の発生可能性がある。</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>2 船舶関係者</p> <p>（略）</p> <p><u>3 漁業地域関係者</u></p> <p><u>(1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。</u></p> <p><u>(2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。</u></p> <p><u>(3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。</u></p>	道計画に整合
230	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 地震・津波に関する情報の発表</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対して緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。</p> <p><u>また、気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。</u></p> <p><u>なお、緊急地震速報（警報）の伝達に当たっては、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。</u></p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 地震・津波に関する情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 地震・津波に関する情報の発表</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合<u>または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合</u>に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想された地域に対して緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。</p> <p><u>なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。</u></p>	道計画に整合

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由																																								
232	<p>2 津波警報等 (2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 ア 津波警等の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="222 310 1389 1062"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ 予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と 取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での 発表</th> <th>巨大地震の 場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m以上 1m以下</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、<u>海岸から上がって</u>、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動	数値での 発表	巨大地震の 場合の発表	(略)						津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上 1m以下	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、 <u>海岸から上がって</u> 、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	<p>2 津波警報等 (2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 ア 津波警等の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1460 310 2626 1062"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ 予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と 取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での 発表</th> <th>巨大地震の 場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m以上 1m以下</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動	数値での 発表	巨大地震の 場合の発表	(略)						津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上 1m以下	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	<p>文言の修正</p>
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動																																			
		数値での 発表	巨大地震の 場合の発表																																								
(略)																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上 1m以下	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、 <u>海岸から上がって</u> 、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。																																						
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動																																						
			数値での 発表	巨大地震の 場合の発表																																							
(略)																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上 1m以下	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。																																						
233	<p>3 地震・津波に関する情報 気象庁及び稚内地方気象台は、次のような地震に関する情報を発表する。 (1) 地震に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="273 1272 1403 1980"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td><u>以下のいずれかを満たした場合</u> ○震度3以上 ○津波警報等の発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</u></td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>○震度1以上</td> <td><u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>○震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データを基に、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	(略)	(略)	(略)	震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ○震度3以上 ○津波警報等の発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</u>	各地の震度に関する情報	○震度1以上	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</u>	(略)	(略)	(略)	推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	<p>3 地震・津波に関する情報 気象庁及び稚内地方気象台は、次のような地震に関する情報を発表する。 (1) 地震に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="1507 1272 2641 1980"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td>○震度1以上 ○津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ○緊急地震速報（警報）発表時</td> <td><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した地震を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>○震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データを基に、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	(略)	(略)	(略)	震源・震度情報	○震度1以上 ○津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ○緊急地震速報（警報）発表時	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した地震を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</u>	(略)	(略)	(略)	推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	<p>道計画に整合</p>							
地震情報の種類	発表基準	内 容																																									
(略)	(略)	(略)																																									
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ○震度3以上 ○津波警報等の発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</u>																																									
各地の震度に関する情報	○震度1以上	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</u>																																									
(略)	(略)	(略)																																									
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表																																									
地震情報の種類	発表基準	内 容																																									
(略)	(略)	(略)																																									
震源・震度情報	○震度1以上 ○津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ○緊急地震速報（警報）発表時	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した地震を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</u>																																									
(略)	(略)	(略)																																									
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表																																									

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）			修 正（令和6年4月）			修正理由
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表（日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表）	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表* 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表	
	長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）	長周期地震動に関する観測情報	○震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）	
234	(2) 地震活動に関する解説情報等 イ 管内地震活動図及び週間地震概況 (略)			(2) 地震活動に関する解説情報等 イ 管内地震活動図及び週間地震概況 (略)			道計画に整合
	解説資料等の種類	発表基準	内 容	解説資料等の種類	発表基準	内 容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>(新規)</u>			<u>週間地震概況</u>	<u>○定期（毎週金曜）</u>	<u>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料</u>	

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
238	<p>5 津波警報等の伝達</p> <p>津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">津波警報等の伝達系統図</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">沿岸住民・官公署</p>	<p>5 津波警報等の伝達</p> <p>津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">津波警報等の伝達系統図</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">沿岸住民・官公署</p>	道計画に整合
	<p>(注) (二重線で囲まれている機関は気象業務法の規定に基づく法定伝達先)</p> <p> (太線は特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達)</p> <p>.....▶ は放送</p> <p>——▶ は気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達</p> <p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東日本及びNTT西日本には津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報 ・対策通報は、北海道防災情報システムにより通知 	<p>(注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先</p> <p> (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達</p> <p>-----▶ は、放送・無線</p> <p>(※1)緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>(※2)NTT東日本、NTT西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達</p> <p>(※3)北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）等</p>	

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
246	第6節 津波避難計画 第2 避難計画 1 避難対象地域 (1)～(2) 略 (3) 難対象地域	第6節 津波避難計画 第2 避難計画 1 避難対象地域 (1)～(2) 略 (3) 避難 対象地域	文言の修正
259	第4 避難指示の発令 3 伝達内容 (2) 避難指示の伝達文の例【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！※ ■ こちらは、礼文町です。 ■ 強い揺れの地震がありました。 ■ 津波のおそれがあるため、「避難指示」を発令しました。 ■ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。 </div> (3) 避難指示の伝達文の例【津波注意報が発表された場合】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！※ ■ こちらは、礼文町です。 ■ 津波注意報が発表されたため、「避難指示」を発令しました。 ■ 海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。 </div>	第4 避難指示の発令 3 伝達内容 (2) 避難指示の伝達文の例【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！※ ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 強い揺れの地震がありました。 ■ 津波のおそれがあるため、「避難指示」を発令しました。 ■ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。 </div> (3) 避難指示の伝達文の例【津波注意報が発表された場合】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送！緊急放送！※ ■ こちらは、礼文町役場です。 ■ 津波注意報が発表されたため、「避難指示」を発令しました。 ■ 海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。 </div> ※「津波だ。逃げる！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。	文言の修正
262	第10 その他 1 (略) 2 要配慮者（避難行動要支援者）の避難対策 避難対象地域内の要配慮者特に避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、個別避難計画に基づき、地域ごとに避難支援体制等を確保する。 3 (略)	第10 その他 1 (略) 2 要配慮者（避難行動要支援者）の避難対策 避難対象地域内の要配慮者特に避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、個別避難計画に基づき、地域ごとに避難支援体制等を確保する。 <u>この際、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域の特性に留意する。</u> 3 (略)	道計画に整合
271	第25節 被災建築物安全対策計画 第3 石綿飛散防災対策 町は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。	第25節 被災建築物安全対策計画 第3 石綿飛散防災対策 町は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。	道計画に整合
274	第3章 災害復旧・被災者援護計画 (略) また、被災者等 <u>生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずる。</u> (略)	第3章 災害復旧・被災者援護計画 (略) また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 <u>災害ケースマネジメント（一人ひとり被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u> (略)	道計画に整合

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
286	<p>第4編 事故災害対策編</p> <p>第1章 個別事故対策計画</p> <p>第3節 航空災害対策計画</p> <p>第3 災害予防</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>航空災害の情報通信連絡系統図（礼文空港（道設置町委託空港）区域内又は空港区域周辺の場合）</p> <p>航空災害の情報通信連絡系統図（発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動））</p> <p>(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。</p>	<p>第4編 事故災害対策編</p> <p>第1章 個別事故対策計画</p> <p>第3節 航空災害対策計画</p> <p>第3 災害予防</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>航空災害の情報通信連絡系統図（礼文空港（道設置町委託空港）区域内又は空港区域周辺の場合）</p> <p>航空災害の情報通信連絡系統図（発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動））</p> <p>(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。</p>	道計画に整合

礼文町地域防災計画（計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和5年6月）	修 正（令和6年4月）	修正理由
289	別記1 空港医療救護活動に関する協定書 （注）甲乙の名称は、協定を締結した北海道エアポート(株)の個々の <u>空港事務所</u> 、医師会とする。	別記1 空港医療救護活動に関する協定書 （注）甲乙の名称は、協定を締結した北海道エアポート(株)の個々の <u>空港事業所</u> 、医師会とする。	道計画に整合
290	別記2 空港及びその周辺における消火救護活動に関する協定（準則） （注）甲乙の名称は、協定を締結した北海道エアポート(株)の個々の <u>空港事務所</u> 、市町村（消防）とする。	別記2 空港及びその周辺における消火救護活動に関する協定（準則） （注）甲乙の名称は、協定を締結した北海道エアポート(株)の個々の <u>空港事業所</u> 、市町村（消防）とする。	道計画に整合
306	第7節 林野火災対策計画 第3 災害応急対策 1 情報通信 (1) 情報通信連絡系統情報通信の連絡系統は、次のとおりである。 林野火災の情報通信連絡系統図 	第7節 林野火災対策計画 第3 災害応急対策 1 情報通信 (1) 情報通信連絡系統情報通信の連絡系統は、次のとおりである。 林野火災の情報通信連絡系統図 	道計画に整合
		沿 革 平成 8年 3月 策定 平成 30年 3月 全面改定 令和 5年 6月 修正 <u>令和 6年 4月 修正</u>	追加